

旧優生保護法は違憲

強制不妊 国に賠償責任

最高裁大法廷 「除斥」適用せず

旧優生保護法下で不妊手術を強いたのは憲法違反だとして、障害のある人らが国に損害賠償を求めた5訴訟の判決で、最高裁大法廷(裁判長・戸倉二郎長官)は3日、旧法は違憲とし、国の賠償責任を認める初の統一判断を示した。不法行為から20年の経過で損害賠償請求権が消滅する「除斥期間」を適用しなかった。

「不良な子孫の出生を防 8年に制定された同法によ れた被害者の救済に道筋が 止する」との目的で194 8年、理不尽な手術を強いら 付いた。

一連の訴訟は2018年以降、被害者ら39人が全国12地裁・支部に提起。このうち大法廷が判決を言い渡したのは札幌、仙台、東京、大阪、神戸の各地裁の5訴訟で、原告らは1950〜70年代に不妊手術をされた。いずれも手術から20年以上後に提訴しており、除斥期間を適用するかどうかで、二審の判断が分かれていた。

5訴訟の高裁判決のうち4件は「除斥期間の適用は著しく正義に反する」として手術をされた本人に1100万〜1650万円、配偶者に220万円を支払うよう国に命令。残る仙台高裁判決は、除斥期間を適用して賠償請求を棄却した。

5月に最高裁であった弁論で、原告側は「除斥期間を理由に国を免責することは許されない」と主張し、謝罪と賠償を求めていた。



旧優生保護法違憲訴訟の上告審判決で、横断幕を手にも最高裁に向かう原告と弁護団ら＝3日午後

旧優生保護法 「不良な子孫の出生を防止する」との目的で1948年に制定。精神疾患や障害のある人に、本人の同意がなくても不妊手術や中絶手術の実施を認めた。96年に差別に当たる条文を削除し、母体保護法に改称された。国の統計によると、不妊手術をされたのは約2万5千人。2019年4月、被害者に320万円を支払う一時金支給法が議員立法で成立したが、支給認定を受けた人は今年5月末時点で1110人にとどまる。3月には一時金の請求期限を5年延長する改正法が成立した。